

児童扶養手当現況届

特別児童扶養手当所得状況届

ひとり親家庭等児童育成手当現況届

現在、児童扶養手当・特別児童扶養手当・ひとり親家庭等児童育成手当を受給している方(所得制限により支給停止の方も含まれます)は、児童扶養手当及びひとり親家庭児童育成手当現況届・特別児童扶養手当所得状況届を提出してください。

この届は前年の所得状況やお子さんの監護状況を確認するもので、提出が遅れたり、提出されなかったりすると、8月以降の手当の受給が遅れたり受けられなくなることがありますので、忘れずに提出してください。

受付期間

- 児童扶養手当
8月1日(水)～8月31日(金)
- 特別児童扶養手当
8月13日(月)～9月10日(月)
- ひとり親家庭育成手当
8月1日(水)～8月15日(水)

提出先

市民窓口センター(旧水口支所)、各支所地域窓口課
現在各手当を受給されている方は7月末に郵送でお届けします。各手当を併せて受給されている方は同封して送ります。支給停止になっている方は、直接窓口までお越しください。

対象

● 児童扶養手当

児童扶養手当は、父母の離婚などにより父と生計をともしない児童の母または母にかわって児童を養育している方、あるいは父が身体などに重度の障害がある児童の母に対し、児童の健全な成長を願って支給される手当です。

● 特別児童扶養手当

20歳未満で、身体または精神に重度または中度以上の障害をお持ちのお子さんを監護している父もしくは母(恒常的に所得の多い方)、または父母にかわってその児童を養育している方(養育者)が手当を受けることができます。

● ひとり親家庭等児童育成手当

甲賀市に引き続き1年以上住所のある方で15歳になって最初の3月31日(中学

3年生)までの児童を養育しているひとり親家庭等(母子・父子・両親のいない家庭)の方に支給されます。

なお、これらに該当される方で現在、手当を受給されていない方や、各手当の受給制限については、左記まで、お問い合わせください。

問い合わせ

社会福祉課 児童家庭係	☎ 65-0705	FAX 63-4085
市民窓口センター	☎ 62-1621	FAX 63-4086
土山支所	☎ 66-1103	FAX 66-2010
甲賀支所	☎ 88-4103	FAX 88-3104
甲南支所	☎ 86-8011	FAX 86-8029
信楽支所	☎ 82-8065	FAX 82-0165

犬・猫の飼い方は大丈夫？

あなたにはかわいくとも
近所では迷惑な場合も

犬や猫に関する苦情が多数寄せられています。「自分のペットは大丈夫」と思っている方も、もう一度飼い方のマナーを見直してみてください。一人ひとりの正しい飼い方で、人もペットも住みよいまちにしましょう。

犬を飼う方へ

○放し飼いはしないで

人に咬みついたり、農作物に被害を与えたりします。また、飼い主の手に負えなくなったり、事故にあたりするなど、犬にとっても危険です。

○フンの後始末はきちんと

公共の場所や他人の土地・建物を汚さないよう、散歩時にはビニール袋等を携帯し、フンは持ち帰って処理しましょう。

○鳴き声対策を

無駄吠えやとびつきは、しつけすることである程度なくせます。また、散歩を毎日行なって犬がストレスを溜めないようすることも大切です。

○迷子防止に首輪を

鑑札や迷子札を首輪に付け、首輪をしっかりと装着しましょう。つながっていない犬や飼い主不明の犬は保護されることもあり、引き取り手がなく安楽死処分になってしまう犬も少なくありません。

○不妊・去勢手術を

子犬が生まれてきても飼えないのであれば、不妊・去勢手術を受けさせましょう。

猫を飼う方へ

○野良猫にエサを与えないで

一度エサを与えると、飼ってくれるものと思い、常時寄ってきます。エサを与えるのであれば、自分の飼い猫として責任を持ちましょう。

○子猫のうちから排便などのしつけを

猫の放し飼いによる苦情のなかでも特に多いのが、敷地内でのフン尿です。猫は家庭になじませ、自宅で排泄する習慣をつけましょう。

○不妊・去勢手術を

子猫が生まれてきても飼えないのであれば、不妊・去勢手術を受けさせましょう。

問い合わせ

生活環境課 環境政策担当
☎65-0691 FAX63-4582